

保医発 0930 第 6 号  
令和元年 9 月 30 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（ 公 印 省 略 ）

### 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 30 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号）を下記のとおり改正し、令和元年 10 月 1 日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

### 記

別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 0 7 中(52)を(53)、(51)を(52)とし、(50)の次に次のように加える。

#### (51) F G F 23

F G F 23 は、C L E I A 法により、F G F 23 関連低リン血症性くる病・骨軟化症の診断時又は治療効果判定時に測定した場合に限り、区分番号「D 0 0 7」血液化学検査の「61」1, 25-ジヒドロキシビタミンD<sub>3</sub>の所定点数と「62」25-ヒドロキシビタミンDの所定点数を合算した点数を準用して算定する。

ただし、診断時においては 1 回を限度とし、その後は腫瘍性骨軟化症の場合には腫瘍摘出後に 1 回、薬剤性の場合には被疑薬中止後に 1 回を限度として算定する。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成30年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後	現行
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料</p> <p>D007 血液化学検査 (1)～(50) (略) <u>(51) FGF23</u> <u>FGF23は、CLEIA法により、FGF23関連低リン血症性くる病・骨軟化症の診断時又は治療効果判定時に測定した場合に限り、区分番号「D007」血液化学検査の「61」1, 25-ジヒドロキシビタミンD<sub>3</sub>の所定点数と「62」25-ヒドロキシビタミンDの所定点数を合算した点数を準用して算定する。</u> <u>ただし、診断時においては1回を限度とし、その後は腫瘍性骨軟化症の場合には腫瘍摘出後に1回、薬剤性の場合には被疑薬中止後に1回を限度として算定する。</u> (52)・(53) (略)</p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料</p> <p>D007 血液化学検査 (1)～(50) (略) (新設)</p> <p>(51)・(52) (略)</p>